

平成27年第3回竜王町議会定例会（第1号）

平成27年8月17日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発委第2号 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議第58号 竜王町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第59号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第60号 平成27年度竜王町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議第61号 平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第62号 平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第63号 平成27年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第64号 平成27年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第65号 平成27年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第66号 平成26年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議第67号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議第68号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議第69号 竜王町公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議第70号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 報第 2号 平成26年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第18 報第 3号 平成26年度竜王町資金不足比率について
- 日程第19 議員派遣について

開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員数は9人でありま
す。よって定足数に達していますので、これより平成27年第3回竜王町議会定
例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めるこ
とにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さんこんにちは。平成27年第3回竜王町議会定例会の開
会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては
何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上、御出席を賜り厚く御礼を申し上げま
す。9月13日に竜王町議会議員一般選挙が執行される予定でありますことから、
例年より1カ月早くなりましての招集となった次第でございます。何とぞよろし
くお願い申し上げます。

梅雨明け以後連日厳しい暑さが続いておりますが、皆様御健勝にて昼夜を分かつ
ず議会活動に御専念いただき深甚の敬意を表しますとともに、日ごろは我々行政
に携わる者に対しまして御指導、御鞭撻を賜っておりますことに改めまして心よ
り感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

本年は町制施行60周年に当たる節目のときであります。去る5月31日に記
念式典を挙行させていただき、60年の歩みから持続可能な自治体へ皆様と力を
合わせて新しい一步を力強く踏み出し、この1年が町民の皆様にとりまして充実
した1年になりますように頑張りましょうとお伝えしたところであります。

就任させていただきましてより町の財政健全化を訴え、町の皆様の御理解と御
協力を賜りながら行財政改革を推し進め、県下で最悪であった実質公債費比率も
15%を切るところまでこぎつけ、起債残高も一般会計、特別会計合計して10
0億を下回るレベルにまで縮減させていただくことができました。7年かかりよ
うやくになし得た健全化へのステップに上れましたことに感謝いたしているところ
であります。平成26年度、平成27年度の予算編成においては、財政調整
基金を取り崩さねばならない事態となり、健全化への取り組みに第2弾の対応と
英断が必要になってきたと思われる次第であります。

さらには、昨年度の別館火災、今年度の中学校における灯油漏出事案では、そ
の復旧と対策に莫大な費用を投入しなければならなかったことも財政圧迫への因
子になったところであります。

いま一つには、議員の皆様にも何度かお伝えいたしてきたことではありますが、国の法人税制改革による本町が受ける影響であります。2.6%の下げ幅でありましても、法人税収割合が高い本町にありましては、大きな金額に及ぶことが予想されるところであります。また、今年度におきましては増税等を要因とした業績鈍化により法人町民税において過年度の還付が必要となる事態となっております。

もう少し申し上げますならば、消費税がアップになりました以前の駆け込み需要の反動による消費の落ち込みと、税制の見直しによる結果が還付という状況に至った大きな要因とも言えますが、将来的には法人税のさらなる引き下げ、固定資産償却見直しの方向にもありますので、本町の財政健全化への道は厳しさ陰しさを増してくるものと覚悟いたさねばなりません。

このところの予算編成作業におきまして、ちょうど公債費額分が収支バランス崩れとなっておりますが、返済はこの先20年続くわけでありまして、ずしりとした重き荷になっていることは否めなく、27年度予算を組み上げさせていただきました時点で予算総枠の10%シーリングが来年度の絶対的条件になってまいります。今から各担当が数字的な意味をしっかりと理解し、持続可能な自治体となるためには少しの無駄も許されるものでなく、来年度の予算要求時に慌てなくてもよいように今から作業を進めていかねばならないと職員に檄を飛ばしているところでもあります。

以上申し上げましたことをまとめますと、平成27から28年度は、財政健全化へのより確かな取り組みが求められるときにあると町民皆様に御理解、御認識いただかねばならないということであろうかと存じます。

話を転じさせていただきますが、本町が抱える課題として大きなものとなりますのが人口問題であります。地方創生が打ち出されて久しいのですが、地方の積極性が求められるとき、このたびの地方版総合戦略策定に当たっては、自分たちでつくり上げる戦略であることが基本であります。職員数に限りのある本町です。専門的な業者の応援を求めることもやむを得ないこととは思いますが、このたびの総合戦略は、1つには第五次竜王町総合計画の延長線上であってしかるべきもの、2つ目には人口問題に的を絞った内容にすること、人を大切に人を育てることに特化した戦略にしなければならないということでもあります。3つ目には目標数値をはっきりと示し、うたい文句の冊子では不可であり、誰がいつまでに、どのような方法でもって数値を達成するのか具体的に記述したものにならないといけないと考えています。4つ目にPDCAのサイクルは常に回してい

かないといけません。戦略策定で段落をつけてしまうのは厳に戒めねばならないということでもあります。5つ目に、この策定作業の中に一人でも多くの町の皆さんに加わっていただいて、全町民共有のものとしなければいけないわけですし、このことが実現への大きな鍵となり、以上5項目をポイントといたしているところでもあります。

いずれにいたしましても喫緊の課題の人口問題は、まちづくりにとって不可欠な取り組みでありますので、皆様から言われていますとおり、私自身の本気度、また町としての姿勢が問われているとわきまえ全力を傾注いたしてまいります。状況に関しましては、その都度議員の皆様にも御報告申し上げさせていただきたく考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

お盆が過ぎましたが、子供たちも新学期の準備に入らねばならないでしょうし、また御家族御一緒に出かけられることも多かろうかと存じます。くれぐれも交通事故や犯罪に遭われないように御注意していただきたいと存じます。今、本町は2年と1カ月交通死亡事故ゼロの日が続いています。皆様の協力を得てこの記録をもっともっと延ばしていければと願っているところでありまして、このこと等は60周年の節目にあるときのよき事象ではないかとも感謝いたしている次第でございます。

8月25日には「夏期巡回ラジオ体操みんなの体操会」が町の総合運動公園ドラゴンハットにて開催予定となっておりますが、体操により皆様がますます健康に、そして明るく毎日を送ってくださることもこれからのまちづくりの要素であります。議員の皆様にも御指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会で御審議をいただく案件であります。条例関係2件、補正予算6件、決算関係1件、その他4件、報告2件の計15件の案件を提出させていただきます。何とぞ慎重なる御審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書及び議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、説明は省略いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蔵口嘉寿男） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番 貴多正幸議員、8番 古株克彦議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から8月28日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は、本日から8月28日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 発委第2号 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第3 発委第2号を議題といたします。

趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、山田義明議員。

○議会運営委員会委員長（山田義明） それでは趣旨説明をいたします。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものでございます。以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 以上で趣旨説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第58号 竜王町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第5 議第59号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第6 議第60号 平成27年度竜王町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議第61号 平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

日程第8 議第62号 平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）

日程第9 議第63号 平成27年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 10 議第 64 号 平成 27 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議第 65 号 平成 27 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議第 66 号 平成 26 年度竜王町水道事業会計決算認定について

日程第 13 議第 67 号 竜王町教育委員会委員の任命について

日程第 14 議第 68 号 竜王町教育委員会委員の任命について

日程第 15 議第 69 号 竜王町公平委員会委員の選任について

日程第 16 議第 70 号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 17 報第 2 号 平成 26 年度竜王町健全化判断比率について

日程第 18 報第 3 号 平成 26 年度竜王町資金不足比率について

○議長（蔵口嘉寿男） 続いて日程第 4 議第 58 号から日程第 16 議第 70 号までの 13 議案及び日程第 17 報第 2 号、日程第 18 報第 3 号の 2 報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 58 号から議第 70 号までの 13 議案及び報第 2 号並びに報第 3 号の 2 報告につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

まず議第 58 号から議第 65 号までの 8 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 58 号、竜王町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、その一部が平成 27 年 10 月 5 日、平成 28 年 1 月 1 日及び同法附則第 1 条第 5 号に規定する日からそれぞれ施行されることに伴い、同法第 31 条において、地方公共団体は保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることとされていることから竜王町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、新たな個人番号を含めた個人情報、いわゆる特定個人情報及び情報提供ネットワークシステムによる情報の記録、これを情報提供等記録と申しますが、これらについての定義規定を追加し、行政機関内における当該情報の利用及び提供の制限並びに本人による当該情報の開示、訂正及び利用停止等についての規定の追加をさせていただくものでございます。

次に議第 59 号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、その一部が平成27年10月5日及び平成28年1月1日から施行されることに伴いまして、新たに発行いたします通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収するため、本条例別表中に当該項目を追加することとあわせまして、個人番号カードの発行により住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付が終了いたしますことから本条例別表中の当該項目を削除するため一部改正を行うものでございます。

次に議第60号、平成27年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が62億1,462万2,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1億7,664万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,126万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主なものといたしましては、歳出におきまして普通財産管理に伴う手数料及び町有地土地登記業務委託料、消費者行政推進対策費及びふるさと納税推進費に係る臨時職員賃金、町税過年度過納還付金、個人番号カード交付に伴う備品購入費、障害者自立支援給付に係る扶助費、老人福祉施設入所措置のための扶助費、日野川用水施設管理協議会負担金、未来につなぐふるさと交竜基金への積立金、人件費のそれぞれ追加または増額でございます。

歳入におきましては、地方交付税における普通交付税及び臨時財政対策債のそれぞれの追加、障害者自立支援給付費負担金の増額、社会資本整備総合交付金の減額、またこのことに伴います地方道路等整備事業債の増額及び社会資本整備事業債の減額、地方消費者行政活性化交付金の追加、日野川用水施設管理協議会負担金の増額、未来につなぐふるさと交竜寄附金の増額、諸収入について建物災害共済金収入の増額、またこのことに合わせまして財政調整基金繰入金の組戻しによる減額を行うものでございます。

続きまして債務負担行為補正につきましては、がん検診業務、若年健康診査業務、後期高齢者健康診査業務、結核検診業務について平成28年度に各種健診等を円滑に進めるため追加するものでございます。

また、地方債補正につきましては、歳入において御説明した内容によるそれぞれ増額、減額及び追加であります。

次に議第61号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算

の歳入歳出予算額が12億9,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出12億9,121万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出について昨年度の法改正によるシステム改修の追加に伴い総務費における連合会負担金が18万9,000円の増額、10月にスタートいたします6町クラウド共同事業において新システム導入による納付書様式の変更等により印刷製本費が2万2,000円、財政調整基金への積立金が5,000円のそれぞれ増額でございます。

歳入ではシステム改修による連合会負担金の増額に係る財源として国庫支出金の特別調整交付金が18万9,000円、財政調整基金利子として財産収入が5,000円、一般会計からの繰入金が2万2,000円のそれぞれ増額でございます。

また、平成28年度に実施いたします特定健康診査業務及び若年健康診査業務を円滑に進めるため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に議第62号、平成27年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、医科について現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が820万円でございます。今回この総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ853万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出について医科診療所施設の床暖房配管の修繕に係る修繕費が30万3,000円、財政調整基金への積立金が2万9,000円のそれぞれ増額でございます。

歳入では財政調整基金の利子として財産収入が2万9,000円、修繕費の財源として繰越金が30万3,000円のそれぞれ増額でございます。

次に議第63号、平成27年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が8億5,300万円でございます。今回この総額に歳入歳出それぞれ755万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,055万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では総務費におきまして賦課徴収費のうち介護保険料の賦課徴収に係る印刷製本費について4万7,000円の増額、保険給付費のうち高額医療合算介護サービス費について150万円の増額ござ

います。

また、地域支援事業費におきましては、包括的支援事業費から任意事業費への科目振りかえに伴う3,000円の増額、諸支出金のうち償還金について平成26年度介護給付費、地域支援事業費の確定により受け入れをいたしておりました国、県、支払基金交付金に一部返還が生じたので、過年度分介護給付費交付金等償還金として600万3,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入では保険給付費に見合う国、県、支払基金などの公費負担分及び一般会計繰入金、繰越金をそれぞれ増額、また総務費及び地域支援事業費の増額に伴う一般会計繰入金の増額、過年度介護給付費交付金等償還金への充当による繰越金の増額でございます。

次に議第64号、平成27年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が8,960万円でございます。今回この総額に歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,969万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出について10月にスタートいたします6町クラウド共同事業において新システム導入による納付書様式の変更等による印刷製本費が9万8,000円の増額でございます。

歳入では一般会計からの繰入金が9万8,000円の増額でございます。

次に議第65号、平成27年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成27年度竜王町水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額3億5,934万3,000円に今回180万円を追加し、3億6,114万3,000円といたしたいものでございます。

また、予算第4条で定めました資本的収入の既決予定額1億4,000万7,000円に今回170万円を追加し1億4,170万7,000円に、資本的支出の既決予定額2億2,772万1,000円に今回170万円追加し、2億2,942万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出につきましては、配水管の漏水修理に伴います舗装本復旧に係る路面復旧費を180万円増額させていただきたいものでございます。

また、資本的収入につきましては、県発注の鶴川地先における祖父川堤防工事に伴い配水管の移設が必要となりますことから、これに係る設計委託料分として

県からの負担金であります工事負担金170万円の増額、資本的支出につきましては、これに係る設計業務の委託料を170万円増額させていただきたいものでございます。

以上、議第58号から議第65号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第60号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま町長から平成27年度竜王町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、まず歳出について財産管理費における手数料86万7,000円及びその下の町有地土地登記業務委託料702万7,000円につきましては、町内小口地先の町有地について、当該土地を効果的かつスムーズに売却するために必要な具体的事務手続となる不動産鑑定、表示登記、地図訂正及び土地交換登記業務等に要する所要額の追加でございます。

続きまして消費者行政推進対策費における臨時職員賃金102万円につきましては、地方消費者行政活性化交付金を活用して本町における生活相談機能の充実に向けて消費生活相談員を配置するための経費の追加、ページ変わりまして次のふるさと納税推進費369万5,000円につきましては、本町のふるさと寄附制度において広く本町の地場産業など地域の活性化に向けた視点を加えた格好で同制度の運用の拡充を図るための臨時職員賃金91万2,000円及びふるさと納税推進報償費250万円等を含めた所要額の追加、次の町税過年度過納還付金1億2,591万4,000円につきましては、過年度に納付いただきました町税の過納分の還付に当たって不足する費用の増額でございます。

続きまして住民基本台帳ネットワークシステム整備事業280万円につきましては、いわゆる番号法に基づく個人番号の付番に当たって各地方自治体が担当する業務に係って本町において必要となる通信運搬費125万5,000円及び備品購入費145万8,000円等を含めた所要額の追加及び増額、次の自立支援給付費1,600万円につきましては、今年度の執行状況等を踏まえた執行見込みにより不足が見込まれる給付費の増額、また、次の老人福祉施設入所措置費127万7,000円につきましても、措置決定者の追加に伴う今年度の執行見込

みにより不足が見込まれる措置費の増額でございます。

続きまして日野川用水施設管理協議会負担金660万6,000円でございますが、電気料金の値上げ等に伴う事業費の増加による増額、次の未来につなぐふるさと交産基金積立金500万円につきましては、同制度の拡充に伴う寄附金収入の増額見込みに伴う積立金の増額、次の人件費補正70万円につきましては、過日の台風11号対策における時間外手当等の増額などでございます。

続きまして資料戻りまして10ページ、歳入補正予算の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず地方交付税における普通交付税3,134万4,000円及び歳入の一番下の町債における臨時財政対策債7,177万8,000円につきましては、本年度の普通交付税算定において確定した本町に対する交付基準額に基づくそれぞれ追加でございます。

次の国庫支出金における障害者自立支援給付費負担金800万円につきましては、歳出における自立支援給付費の増額に伴う増額、社会資本整備総合交付金（防災安全）580万7,000円につきましては、今年度の同交付金の内示に基づく減額、また、県支出金における障害者自立支援給付費負担金400万円につきましては、国庫支出金と同様に歳出における自立支援給付費の増額に伴う増額、次の地方消費者行政活性化交付金102万円につきましては、消費生活相談員の配置に要する経費の追加に係るもの、基幹水利施設管理事業補助金434万8,000円につきましても、日野川用水施設管理協議会負担金の増額に伴うもの、次の未来につなぐふるさと交産寄附金500万円につきましては、本制度の拡充に伴う同寄附金収入の見込みによる増額、次の財政調整基金繰入金4,000万円につきましては、この1つ下の諸収入における過年度の庁舎別館火害に伴う建物災害共済金4,044万9,000円の増額に係り、平成26年度に執行した同施設の災害復旧経費について、財政調整基金繰入金を財源として予算計上いたしましたことから今回の建物災害共済金収入の増額に当たっては、このうち4,000万円について同基金への積み立て、組戻しに充てるものでございます。また、ひとつ下の町債のうち地方道路等整備事業債950万円の増額及び社会資本整備事業債（防災安全）430万円の減額につきましては、国庫支出金において今年度の内示に基づく社会資本整備総合交付金（防災安全）の減額に伴う、これの補助裏に対する財源となる社会資本整備事業債（防災安全）の減額と、これに伴って同交付金に係る補助事業費が縮小することについて、この事業費は町道

の舗装改良等工事を予定していたものであり、路面状況等を踏まえて緊急的に対応する必要がある箇所について、これを町単独事業として地方道路等整備事業債を増額して対応するため、これらの財源振替を行うものでございます。

また、今回の補正に係る一般財源所要額4,893万7,000円について前年度繰越金を増額するものでございます。

続きまして11ページに参りまして中ほどの債務負担行為補正でございますが、がん検診業務1,328万4,000円、以下若年健康診査業務334万5,000円、後期高齢者健康診査業務60万円及び結核検診業務165万2,000円について、平成28年度における各検診（健診）業務の実施に向けて円滑な事業の実施を図るため債務負担行為のそれぞれ追加を行うものでございます。

また、次の地方債補正につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました町道舗装改良等に係る財源振替及び普通交付税算定を受けた臨時財政対策債の追加を行うものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議第60号、平成27年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の内容説明といたします。よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 続きまして議第66号、平成26年度竜王町水道事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

平成26年度竜王町水道事業会計の決算につきましては、去る6月10日に監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。事業の概況、経営状況等につきましては、後ほどその詳細について担当課長から説明させますが、平成26年度につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところであります。

収益的収支におきましては、収入が3億6,152万1,760円で、支出が3億4,406万2,062円となり差引額は1,745万9,698円でございます。

以上、議第66号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 徳谷上下水道課長。

○上下水道課長（徳谷則一） ただいま町長から提案理由を申し上げました議第6

6号、平成26年度竜王町水道事業会計の決算内容について説明申し上げます。

最初に平成26年度の事業の概要につきまして申し上げます。水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め事業の運営を行ってまいりました。当年度の給水人口は1万2,054人で前年度と比較して138人の減少となっています。また、年間総配水量は165万8,567立方メートルであり、前年度より8万7,070立方メートルの減少となりました。なお、配水に用いた水源は、全て県水受水によるものでございます。年間有収水量につきましては149万2,193立方メートルであり、前年度より4万3,980立方メートルの減少でありました。

経営状況につきましては、収益的収支の収入の総額は3億6,152万1,760円で前年度と比較しますと5,335万1,980円の増加となりました。

一方、支出の総額は3億4,406万2,062円で前年度と比較しますと5,253万2,806円の増加となりました。収入から支出を差し引いた決算額といたしましては1,745万9,698円でございます。今後も引き続き水道事業の運営につきましては、さらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして決算の内容を御説明いたします。

まず1ページの平成26年度竜王町水道事業決算報告書をごらんください。第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして決算額が3億8,339万3,270円で、このうち仮受消費税は2,071万1,167円でございます。

支出におきましては、水道事業費用といたしまして営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせまして決算額が3億5,978万680円で、このうち仮払消費税は1,571万8,618円でございます。

次に第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしまして補助金及び他会計負担金を合わせまして決算額が687万3,760円でございます。支出におきましては、資本的支出といたしまして建設改良費及び企業債償還金を合わせまして決算額が9,555万7,259円で、このうち仮払消費税は607万705円でございます。したがって資本的収入が資本的支出に不足する額8,868万3,499円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金並びに消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

次に3ページの損益計算書をごらんください。営業収益といたしましては、給

水収益とその他営業収益を合わせまして2億7,712万7,809円、営業費用といたしましては原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用を合わせまして3億1,675万2,116円、その結果、営業損失が3,962万4,307円でございます。

営業外収益といたしましては受取利息及び配当金、補助金、加入金、長期前受金戻入及び雑収益を合わせまして6,253万3,951円、営業外費用といたしましては支払利息及び企業債取扱諸費としまして1,302万7,884円で、営業外収支は4,950万6,067円の黒字となり、結果経常利益では988万1,760円となりました。

特別利益といたしましては、その他特別利益としまして2,186万円、特別損失といたしましては、その他特別損失としまして1,428万2,062円で、当年度純利益といたしまして1,745万9,698円、前年度繰越利益剰余金が91万6,444円でございますので、当年度未処分利益剰余金は1,837万6,142円となるものでございます。

次に7ページの剰余金処分計算書をごらんください。これは竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条の規定に基づき利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページ及び4ページで御説明申し上げましたとおり1,837万6,142円で、このうち減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に800万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと翌年度繰越利益剰余金は37万6,142円となります。

次に貸借対照表をごらんください。まず資産の部でございます。固定資産といたしましては、有形固定資産は、土地、建物、構築物等を合わせまして18億5,575万8,184円、無形固定資産は、施設利用権のみで527万2,069円、固定資産合計といたしまして18億6,103万253円となるものでございます。次に流動資産といたしましては、現金預金、未収金及び貯蔵品を合わせまして3億6,953万1,543円でございます。したがって資産合計は22億3,056万1,796円となるものでございます。

次に負債の部でございます。固定負債といたしましては、企業債6億6,935万2,965円、流動負債といたしましては、企業債、未払金及び引当金を合わせまして9,288万1,980円でございます。繰延収益といたしましては、

長期前受金 7 億 5, 9 5 6 万 2, 3 6 7 円でございます。したがって負債合計は 1 5 億 2, 1 7 9 万 7, 3 1 2 円となるものでございます。

次に資本の部でございます。資本金といたしましては 4 億 2, 8 3 6 万 9, 9 4 5 円となるものでございます。

次に剰余金といたしましては、資本剰余金としまして補助金、受贈財産評価額及び工事負担金を合わせまして 8 4 6 万 5, 5 9 2 円、利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金及び当年度未処分利益剰余金を合わせまして 2 億 7, 1 9 2 万 8, 9 4 7 円でございます。したがって剰余金合計は 2 億 8, 0 3 9 万 4, 5 3 9 円となりまして、資本合計は 7 億 8 7 6 万 4, 4 8 4 円、負債資本合計は 2 2 億 3, 0 5 6 万 1, 7 9 6 円となるものでございます。

なお、11 ページ以降につきましては、注記表や附属書類といたしまして、これらの細部資料を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、平成 2 6 年度水道事業会計決算につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） それでは、ここで決算審査報告をお願いします。吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田定男） 平成 2 6 年度竜王町水道事業会計決算の審査結果について御報告を申し上げます。

第 1、審査の概要及び第 2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第 3、審査の意見を述べさせていただき報告とさせていただきます。

第 3、審査の意見。平成 2 6 年度竜王町水道事業会計決算の審査を実施しました。審査に当たり関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また当年度より改定後の地方公営企業会計基準に沿い財務諸表等が作成されており、資産、負債、資本等の各数値が大きく変動していますが、諸経費の節減を初め公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

具体的には、今年度の年間有収率が 8 9. 9 7 % となり、着実に改善傾向にあります。また効率性においても職員 1 人当たりの有収水量、営業収益等から見て高いものと言えます。主な建設改良事業は、西横関配水管布設替工事 3, 1 6 2 万 2 4 0 円、小口、岡屋及び鏡地先石綿セメント管等更新布設替工事 2, 4 7 8 万 4, 9 2 0 円等ございました。以上から営業収益は 2 億 7, 7 1 2 万 7, 8

09円、営業費用は3億1,675万2,116円、営業利益はマイナス3,962万4,307円となりました。

一方、営業外収益は6,253万3,951円、営業外費用は1,302万7,884円、経常利益は988万1,760円となりました。さらに特別利益2,186万円、特別損失1,428万2,062円を加除し当年度純利益は1,745万9,698円となりました。

ところで、平成26年10月から受託者による上下水道料金等包括業務委託が履行開始となりました。委託内容は、窓口・受付、検針、調定・収納、滞納整理、給水停止、開閉栓、量水器交換等の業務であります。早速に効率的な検針業務を初め長期滞納整理や量水器交換業務等において着実な進展の兆しが出始めています。また、行政職員側においても役割分担による業務の深度化、新たな業務への着手等に効果が出始めております。業務委託の大いなる進展を期待するとともに、引き続き水道事業の安定確保、健全経営に向けた活動に一段と取り組まれることを期待し、審査の意見とします。以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 引き続き提案理由の説明をお願いします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 続きまして議第67号から議第70号までの4議案及び報第2号並びに報第3号につきまして提案理由を申し上げます。

議第67号、竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております松瀬忠幸氏は、平成27年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き松瀬忠幸氏を任命いたしたく提案申し上げますのでございます。

（個人情報のため、一部秘匿）御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第68号、竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております平田保則氏は、平成27年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き平田保則氏を任命いたしたく提案申し上げますのでございます。

（個人情報のため、一部秘匿）御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

す。

次に議第69号、竜王町公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員会委員として御尽力いただいております久野澄子氏は、平成27年9月30日をもって任期が満了いたします。つきましては、後任としまして寺島ふじ恵氏を選任いたしたく提案申し上げるものであります。

(個人情報のため、一部秘匿)御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に議第70号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております安田光男氏は、平成27年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き安田光男氏を選任いたしたく提案申し上げるものでございます。

(個人情報のため、一部秘匿)御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして報第2号、平成26年度竜王町健全化判断比率について及び報第3号、平成26年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

まず平成26年度竜王町健全化判断比率につきましては、それぞれ決算数値に基づき算出いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%に対しまして12.7%となり、将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対しまして67.1%となるものでございます。

次に平成26年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算出いたしました結果、水道事業、下水道事業ともに資金不足が発生せず、資金不足比率については該当なしとなるものでございます。

以上をもちまして議第58号から議第70号までの13議案及び報第2号並びに報第3号の2報告全てにつきましては、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしく御審議賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(蔵口嘉寿男) 続きまして審査報告をお願いします。吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田定男） 報告させていただきます。

平成26年度竜王町健全化判断比率審査意見について述べさせていただきます。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日は、平成27年8月5日で行いました。

3、審査の結果、（1）総合意見。審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定基礎となる事実を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（2）個別意見。①実質赤字比率について、平成26年度の実質赤字比率はマイナス4.46%であり、早期健全化基準の15.00%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

②連結実質赤字比率について、平成26年度の連結実質赤字比率はマイナス13.68%であり、早期健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

③実質公債費比率について、平成26年度の実質公債費比率は12.7%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

④将来負担比率について、平成26年度の将来負担比率は67.1%であり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。

もう一つでございますが、平成26年度竜王町公営企業会計資金不足比率審査の意見についてでございます。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日は、平成27年8月5日で行いました。

3、審査の結果、（1）総合意見。審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) 個別意見。水道事業会計、下水道事業会計ともに経営健全化基準の20.0%と比較すると、極めて良好な状態にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項は認められませんでした。以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第17、報第2号及び日程第18、報第3号の2報告について質疑がありましたら、これを認めることにいたします。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第17、報第2号及び日程第18、報第3号の2報告について報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時26分